

イラン産原油を輸送するタンカーに関する特別措置法案の 閣議決定について

I. 背景

- 平成24年7月1日以降、イラン産原油を輸送するタンカーについて、EU域内の企業による再保険の引受けが禁止される可能性があり、対人・対物損害や油濁損害についての保険が機能しなくなることで、運航に支障をきたすおそれがある。
- 我が国の原油総輸入量の8.8%を占めている（2011年）イラン産原油の輸入量は過去5年間で約40%削減されており、今後も徐々に削減されていく方向だが、他方で、イラン産原油の輸入が即時に途絶することによる国際原油市場への影響や、それに伴う国民経済の円滑な運営への影響は回避する必要がある。
- なお、本件については、内閣官房、国土交通省、外務省、経済産業省、財務省及び金融庁の関係省庁が共同で対応にあたっている。

II. 法案の概要

- 本法案の正式名称は、「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案」。
- 本法案では、EU域内企業による再保険禁止が決まった場合に備え、万一事故が発生した際に欠缺する再保険分に相当する金額を国が支払うこと等を定めている。
- 本日、第180回通常国会への提出を持ち回り閣議により閣議決定。

【問い合わせ先】

国土交通省海事局総務課 森

連絡先：03-5253-8111（内線：44-422） 03-5253-8605（直通）

海事局総務課危機管理室 中村

連絡先：03-5253-8111（内線：43-266） 03-5253-8616（直通）